

第212回福井県原子力環境安全管理協議会 議事概要

原子力安全対策課

1. 日 時 令和3年1月15日（金） 13時～15時

2. 場 所 （公財）福井原子力センター 2階 研修ホール

3. 出席者 別紙のとおり

4. 議 題

- (1) 原子力発電所周辺の環境放射能測定結果（令和2年度 第2四半期）
- (2) 原子力発電所から排出される温排水調査結果（令和2年度 第2四半期）
- (3) 発電所の運転・建設および廃止措置状況（令和2年10月～令和3年1月）
- (4) 県内発電所の新規規制基準適合性審査等の状況について
- (5) 美浜・大飯・高浜発電所の安全性向上対策の実施状況等について
- (4) エネルギー・原子力政策について

5. 配付資料 別紙のとおり

6. 議事概要

○議題説明

- (1) 原子力発電所周辺の環境放射能測定結果（令和2年度 第2四半期）
[県 原子力環境監視センター 村田 所長より説明]
- (2) 原子力発電所から排出される温排水調査結果（令和2年度 第2四半期）
[県 水産試験場 山田 海洋研究部長より説明]
- (3) 発電所の運転・建設および廃止措置状況（令和2年10月～令和3年1月）
[県 原子力安全対策課より説明]

・質疑なし

(4) 県内発電所の新規制基準適合性審査等の状況について

[原子力規制庁 西村 地域原子力規制総括調整官]

(5) 美浜・大飯・高浜発電所の安全性向上対策の実施状況等について

[関西電力株式会社 近藤 副事業本部長]

(県議会：仲倉 委員)

- ・40年超の発電所について、特別点検の要求事項として幅広く点検することと、劣化状況を事前に把握して、劣化しそうな部位を取り替えるという説明があった。とても大事な視点だと思っているが、プラントそのものの部品の劣化もしっかりと検証しなければいけない。
- ・オペレーションも40年前の技術と今の技術、例えば中央制御室のような設備を含めて、とても変わっていると思う。そのような視点の説明がなかったがどうか。

(原子力規制庁：西村 地域原子力規制総括調整官)

- ・オペレーションについては、これまで運転をしてきて何か不具合があれば、当然、それに対して原因究明して、改善してきた。
- ・中央制御室については、確かに美浜3号炉では、今まではコンベンショナルな形であったが、デジタルに(変更)して、系統が見える形に変えた。事業者は、変更したもので運転できるような教育訓練をしなくてはならない。規制庁としては、以前は保安検査、今は原子力規制検査において、事業者が適切に訓練等を行っていることを確認している。

(県議会：仲倉 委員)

- ・期待通りの答えではなかったが、またしっかりと報告してほしい。
- ・関西電力の安全工事対策をどのように進めているかという説明は分かるが、今日、我々はそれを聞きに来たわけではない。
- ・昨年の中間貯蔵施設の計画地点の提示の話について、副知事は、年内に「だめだ」という報告を一度受けていると思うが、少なくとも、年内の報告ができなかった経緯の説明は、これだけのメンバーが揃っている協議会であるため、ある程度、具体的に報告してもらう義務があると思っている。
- ・約束を反故にしたのはこれで二回目である。今日の言葉を借りると、「できるだけ早いうちに」「改めて」という二つの言葉しか今日は聞こえてこなかった。今、福井県は、この中間貯蔵施設の県外立地というしっかりとした約束が無ければ、原子力政策そのものを進むことができないことを、はっきりと決めている。我々も同じ、共通の思いでやってきているが、もう少し具体的に、ここで説明を求めたい。
- ・国がこの話を、より積極的に前に出てやるべきだと、かねてから我々も言ってきたが、国としては今、具体的にどのような取組みをしているのか、もう少し踏み込んで説明を求めたい。

(関西電力：近藤 副事業本部長)

- ・ 県外の中間貯蔵施設の問題については、本当に重要な課題の一つとして認識している。当社としては、他の電力会社、電気事業連合会と共に、供給内外を問わず、あらゆる可能性をずっと検討していることは事実である。今回の経緯も踏まえて、なるべく早く報告できるように、今後とも努力をしていくので、引き続きよろしくお願ひしたい。

(県議会：仲倉 委員)

- ・ その話は先ほど聞いたが、それ以上は言えないのか。なぜそのようなことになったのかという経緯を説明してくださいと私は言った。

(関西電力：近藤 副事業本部長)

- ・ 今後報告する際には、経緯も踏まえて報告すべきと考えており、その時にはまたよろしくお願ひしたい。

(県議会：仲倉 委員)

- ・ 今度報告するというのは、どこにするのか。この会議か。

(関西電力：近藤 副事業本部長)

- ・ まず当社の方から、福井県に報告し、然るべきタイミングで報告したいと考えている。

(資源エネルギー庁：遠藤 原子力立地政策室長)

- ・ 資料 No. 6 の 28 ページにおいて、第 5 次エネルギー基本計画の関連する部分の抜粋を載せている。また、最初の方に基本的な考え方を載せている。中には、「使用済燃料の貯蔵能力の拡大を進める」、「発電所の敷地内外を問わず、新たな地点の可能性を幅広く検討しながら、中間貯蔵施設や乾式貯蔵施設等の建設・活用を促進する」、その上で、事業者が「中間貯蔵施設や乾式貯蔵施設も含めて使用済燃料の貯蔵能力の拡大に向けた取組を進めている」、「取組の加速に向けて、国が積極的に関与し」「個々の事業者の努力はもとより、国全体として使用済燃料の安全で安定的な貯蔵が行えるよう官民を挙げて取り組む」ということを明記している。
- ・ 仲倉委員からの質問は、今、国は具体的に何をやっているのか、これから具体的に何をやっていくのかという質問だった。今までは、使用済燃料対策推進会議、推進計画で、事業者との調整、事業者が各自治体に対して説明をするときに、国も共同して説明をしてきた。それから事業者全体での調整をしながら、国全体でどのような形で増やしていくか、その調整に関与してきたが、先ほど副知事からも話があった通り、12 月 25 日に県に説明した時に、国もより前面に出てしっかりやってほしいと指摘をいただいた。
- ・ 今までは、核燃料サイクル政策全体を推進する上で具体的にどのような課題があるのか、例えば、立地をお願いする自治体の皆様にそうした政策課題がどのようなことになっていて、これからどのようなスケジュールで進んでいくのか、また協力いただく上で、国として、どのよう

な立地自治体との関係構築を進めていくのかなどについては、どちらかという事業者任せという批判をいただいていた。

- ・これからは事業者の取組みに任せるだけでなく、国自ら関係者とそのような議論をする枠組みを作り、出来るだけそのような動きを早期に世の中に示せるように取り組んでいきたいと考えている。

(県議会：仲倉 委員)

- ・今、これからそのようなことに取り組んでいくという話がある。すでに具体的にむつ市という地名まであがっており、むつ市との話になっている。のんきなことを言っているフェーズではないと思う。
- ・今からそのようなものを構築していくのか。具体的にもうむつ市という対象があり、青森県というものがある。そのようなところに対して、具体的にどのようなアクションを起こして、どのようなアプローチをして、これからどのような成果を見ようとしているのか。何かもう少し具体的に話を出してもらわないと納得できない。

(資源エネルギー庁：遠藤 原子力立地政策室長)

- ・この場においては、相手の自治体やどのようなスケジュールかということは、これから全国各自治体のいろいろなところと調整を行っていくため、この場では具体的にどこ、具体的なスケジュールについての説明は、控えさせていただければと思う。いずれにしても、委員の指摘もしっかり踏まえ、これから国として全力をあげて、しっかり取り組んでいきたい。

(県議会：仲倉 委員)

- ・この協議会の位置付けは、大変重いものだとは思っており、これだけの関係者が、そうそうたるメンバーが揃っている協議会というのではないため、そこである程度責任を持ち、県民に対してより具体的に、我々は何をしているかということなど、もう少し踏み込んだ話ができるように、協議会が始まる前に、ある程度関係者に要請をしていただきたい。

(福井県：櫻本副知事)

- ・前回の安管協でも仲倉委員から指摘をいただいた。今回、国の原子力エネルギー政策、あるいは当面する 40 年超問題を中心とした安全対策を議題としたが、今の指摘については、今後の会の運営にできるだけ反映していくように努めていきたいと思う。

(県議会：力野 委員)

- ・今のエネ庁の、仲倉委員への説明について、これからということで、それではちょっと違うのではないか。
- ・相手先があるからここでは具体的なことを言えないということで、昨年に関電のことは誰も言っておらず、新聞が言っているだけで、そちら側は何も言っていない。場所などの特定はいら

ないが、国は関わったかは言えるのではないか。

(資源エネルギー庁：遠藤 原子力立地政策室長)

- ・電気事業連合会から説明や今後の交渉を引き受け、国も担当職員、幹部を派遣して、電気事業連合会と一緒に地元へ説明する形で、協力して取り組んできた。
- ・先ほどの質問に対する答えの趣旨は、関西電力が福井県に対する答えを返す上での具体的なやり取りとして、どの地点に、どのようなスケジュールという具体的な答えを控えさせていただいたという趣旨であり、その答えと関係ない特定のところで、全国の自治体への働きかけということでは、事業者と協力して国も取り組んでいる。

(県議会：力野 委員)

- ・今までも事業者と共にやってきたということで捉えてよいのか。

(資源エネルギー庁：遠藤 原子力立地政策室長)

- ・事業者からの相談を受け、国もしっかり説明をしているつもりではあるが、副知事からも、今まで国の取組みが足りなかったと指摘をいただいております、これからよりしっかりと取り組んでいきたい。

(県議会：辻 委員)

- ・今の関連になるが、先ほど、報道にあがっている青森以外にあらゆる可能性を追求しているという発言があった。アプローチしていることは分かるが、その中で可能性の高いところがあるのか。

(関西電力：近藤 副事業本部長)

- ・あらゆる可能性を、ということで、可能性にこだわらず、この話を進めていく必要があるので、今、様々な可能性を考え、検討しているところである。

(資源エネルギー庁：遠藤 原子力立地政策室長)

- ・関西電力が運営をしている発電所から持ち出すという前提ではなく、一般論で言うと、乾式貯蔵は青森県むつ市、茨城県東海村の東海発電所のサイト内、静岡県浜岡原子力発電所のサイト内、佐賀県の玄海発電所、愛媛県の伊方発電所のサイト内という形で、全国で具体的にプロジェクトが進んでいる。
- ・今、それらの地点に持って行くことが前提ではない。全国でいろいろ進んでいる地点の状況を見ながら、そのようなところもいろいろな形で全国で活用しながら、全国大での貯蔵能力を拡大していくことを考えている。
- ・福井県から持ち出すということで今の名前をあげたわけではない。福井県から具体的にどこに持って行くのかということで、可能性が高い地点については、この時点では答えられないが、

そうした地点で、全国大で取組みをこれから進めていきたいと考えている。

(県議会：辻 委員)

- ・12月議会でもこの件について議論になったが、事業者で相当努力してきていることは分かる。なかなか難しい状況もある中で、国策としての位置付けや考えを、国がより前面に出てやっていくべきという議論が相当出ているので、その点はここでも要望しておく。

(資源エネルギー庁：遠藤 原子力立地政策室長)

- ・これからしっかりと取り組んでいくので、ご指導いただきたい。

(県議会：辻 委員)

- ・大飯3号機、4号機の件について、大阪地裁で裁判の判決が出て、設置許可の取消しという判決が出ている。この中で、今、大飯4号機の運転再開を進めていくと思う。規制庁から、先ほどいろいろなお話を聞いたが、そのような話は裁判の中でもあった話だと思う。その上で、裁判所の判断としては設置許可取消しという厳しい状況になったと思うが、それは裁判所の判断と規制庁なりの国の考えが違う状況である。当然、県民はこれについての不安があるが、どのように考えているか。

(原子力規制庁：西村 地域原子力規制総括調整官)

- ・我々の主張が裁判所に理解いただけなかったことは、非常に心苦しく思っている。我々は、そもそもガイドを作った張本人であり、ガイド通り審査を行っている。そういった意味では、今でも審査は適切であり、委員長も自信をもって、そのように言えると言っている。
- ・福井県からそれについての説明の機会を与えられたので、そこでも県民の皆様に、しっかり説明していきたいと考えている。

(県議会：辻 委員)

- ・今、事業者が運転を再開させると思うが、裁判が決着するまで待つという考えはないのか。今、決着はついておらず控訴している状況であるが、それについてはどうか。

(関西電力：近藤 副事業本部長)

- ・今現在、国が控訴しており、判決自体は確定しているものではない。そういう意味では、法律的には設置許可は有効である。
- ・規制庁の説明にあったように、基準地震動の策定にあたっては、国のガイドに則っており、当初の設定においては保守的な仮定をして、現在の基準地震動を策定しているという自信があるため、当社としては、大飯4号機については、現在、起動したいと考えている。

(県議会：辻 委員)

- ・裁判で訴えられているのは国だと思う。仮の話であるが、今回のことによっていろいろな問題が起こったときは、当然、国としての責任も明確に出てくるという認識があるかお聞きしたい。

(原子力規制庁：西村 地域原子力規制総括調整官)

- ・今、国として、そういう意味では裁判所に理解されるようにしっかり説明をしていきたいと考えている。

(県議会：辻 委員)

- ・責任について、質問に答えていただきたい。

(原子力規制庁：西村 地域原子力規制総括調整官)

- ・規制委員会の責任はしっかり審査するという観点であり、そのような観点ではしっかり審査をしたと考えている。

(県議会：辻 委員)

- ・いずれにしても、裁判所の判断と、国の考えが一致していないことは事実であり、それについては慎重な対応を求めたい。

(原子力規制庁：西村 地域原子力規制総括調整官)

- ・承知した。

(県議会：細川 委員)

- ・先ほどの基準地震動が適切という規制庁の説明は、長さや幅を増やして考えているため地震モーメントは十分大きくなっているという説明だったと思う。ガイド通りということも言っていた。
- ・県に伺うが、県民説明会をするという話があり、今、辻委員がおっしゃったように県民がこのガイドの中身を知っているわけではなく、裁判の中では、ガイドに書かれた通りではないという議論になった。規制庁は、「ガイド通りです」と言うが、訴えた側は「ガイドに沿っていない」と言っている。ガイドの考え方を、両面からきちんと説明しなければならない。一方的な説明では県民への説明にはならないという気がするが、県としてどう考えているのか。

(福井県：野路 安全環境部長)

- ・2月9日の県民に対する説明会では規制庁からお話をいただくが、当然今の話にあったように、「ガイドの通りです」ということではなく、そのガイドを作った時の考え方、ガイドの通りである、もしくはガイドの通りではない、というような原告の意見や考え方も踏まえた上でその責任者として規制庁に話をさせていただく。
- ・両方の論点は、裁判でやりとりされることだと思うが、審査した結果、許可となり、動かして

いる状況であり、その許可をした当事者が、背景も含めて説明することが必要だと思っており、そのような説明会にしたいと思っている。

(県議会：細川 委員)

- ・その許可に納得はできていない。例えば、F0-A、F0-B と熊川断層の連動を 23.5km から 63.4km と大きく取ったため保守的だということであるが、当時、連動していることをあまり考えず、3連動という基準を設けたのかという疑問がある。
- ・不確かさを保守的にとり、3連動を考えたのであれば納得できるが、63km は入倉式としてはそれだけのバラつきも含むことにするということなのか、「バラつき」と「不確かさを保守的にとった」という言葉の解釈も混同しているように感じる。
- ・保守的に数値を取ってあるので、バラつきとして考えなきゃいけない分も十分考慮されていますということなのか、関連性が分からない。保守的にとった分が小さい場合はバラつきの方が大きくなるかもしれない。そのようなところがとても難しく、私たちも聞いても、分かっているような、分かっていないような感じになる。
- ・そのあたりを簡単に説明できるのであればお願いしたい。実際、県民説明会の時には、分かりやすさが非常に求められると思う。

(原子力規制庁：西村 地域原子力規制総括調整官)

- ・ガイドの建付けは、大きなところからだんだん細かいところに入っていくが、指摘されているところは、「3.2.3 震源特性パラメータの設定」である。一方、不確かなことを踏まえて設定をするところは、「3.3.3 不確かさの考慮」であり、項目が違う。不確かさの考慮については、裁判所から指摘を受けておらず、「3.2.3 震源特性パラメータの設定」のところで、ガイド通りなのかと指摘を受けた。
- ・ポイントは、3.2.3(2)のところであり、ここ（の趣旨）は「経験式の適用範囲が十分に検討されていることを確認する」ということである。その際、経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、「経験式が有するバラつきも考慮されている必要がある」と書かれている。
- ・これをもって、経験式のバラつきを上乗せするか検討していないと指摘を受けたが、規制委員会としては、経験式を使っている場合は、当然データにバラつきがあるものから相関式を定めているので、バラつきがあることを踏まえて、その適用範囲が適切かどうかを確認する場であり、経験式にバラつきを上乗せするかどうかを検討する場ではない。そのつもりでここを作ったにも関わらず、裁判ではそのような指摘を受けた。
- ・一方、不確かなことについては、「3.3.3 不確かさの考慮」ということで、長さや断層の深さ、幅、それらをしっかり考慮しなさいとなっている。
- ・入倉・三宅式を含む強震動レシピは、日本における第一級の機関である地震本部が推奨している方法である。万が一、これ（入倉・三宅式）にばらつきを考慮して上乗せすると、地震本部が推奨している方法ではなくなってしまう。それでは科学的根拠を失った形になり、おかしな

ものになってしまう。

- ・我々はガイドに従って、適用範囲が適切か確認した。その上で、別のところで不確かさを踏まえて、アンノウなどところは保守的に評価されているということを確認している。

(県議会：細川 委員)

- ・3.3.3 と 3.2.3 が別ということは理解している。3.3.3 は不確かさに関してであって、今問題になっているのは、3.2.3 のパラメータのところである。その部分の範囲が適切かどうか考慮されていないのではないかというのが大飯の判決だったと思うので、「上乘せしろ」というよりも、「ちゃんとここを考えているのか」ということだろうと理解している。
- ・私たちは専門家ではないのでよく分からないが、少なくとも入倉主査は経験式と経験式の不確かさを考慮すること、つまりバラつきがあると、バラつきという意味の不確かさを言っていると思う。
- ・これは大事なことで、本人が言っているのだから、バラつきを考えなければいけないだろうと思うこともある。そのあたり、いろいろな意見が議論された上での今回の大飯の結論だと思う。
- ・県民説明会をするときには、聞いている方はかなり勉強しないと分からない。分かりやすさを求めたいと思うので、要望して終わる。

(原子力規制庁：西村 地域原子力規制総括調整官)

- ・今の意見については、配慮した形で県民説明会に挑むよう本庁に伝える。

(県議会：宮本 委員)

- ・今までの議論で、「国が表に立て、規制庁もきちんと発言しろ」とあったが、要は、我々県民からすると、あのような判決が出たが大丈夫なのかという話である。「日本の最高の知見を集めてやっているのだから、我々が判断できないことは誰もできない」と、そのような自信を持ってやってほしい。
- ・国についても、中間貯蔵なども含め、いろいろところで補償問題が出るかもしれないが、何があっても、うちが面倒みるからやってくれないかというスタンスではないから、やる気があるのか、本当に取り組む姿勢があるのかということになるのだと思う。
- ・皆さんに言ってもしょうがないが、もっともっと前へ出てほしい。今あった技術的な問題について、正直誰も分からない。しかし、規制庁には分かる人がたくさんいる。規制庁が自信を持って一番知っているのと、いろいろところでやっていただきたい。
- ・要するに、皆さんが作ったガイドラインの運用がおかしいと言っているのであれば、そんな意図はしていないと、それで分かりにくいのであれば、ガイドラインを分かりやすいように変える、規制庁の思う通りに変えると言えればいいだけの話だと思う。
- ・判決上は一審である。この問題については専門性が高すぎて、裁判所では判断しないという話が別であり、流れもあると思う。それらも含めて、「何かあったら俺が腹を切る」くらいの気持ちを持ってほしい。

- ・「責任は」と言うと、「責任は・・・」という話になるので、「大丈夫か」となる。そのあたりも含めて、規制庁含め国全体としてこの問題に対応して、このことは大事だと、進めなければいけないと、表に出していただきたい。何かあったら面倒見ることも含めて、やっていただくことが大切と思うが、意気込みを含めてコメントいただけたらと思う。

(原子力規制庁：西村 地域原子力規制総括調整官)

- ・規制委員会としては、適切に審査し、結果として許可を出したと考えており、これについて自信を持っているので、裁判においてはしっかり理解いただけるように、しっかりと対応していきたいと思う。また、県民への説明の際にも、同様な思いで説明したい。

(資源エネルギー庁：遠藤 原子力立地政策室長)

- ・規制庁は専門機関であり、規制庁からの答えは裁判についてどうかということだけしか立場上言えないこともあると思う。私どもエネルギー政策を所管する立場から申し上げるが、裁判は当然、国全体として、しっかり国の立場を訴えて、なにがあっても国が言うことが正しいという覚悟でやっていく。
- ・辻委員からの質問にもあったが、万が一、何かある場合も、国としてエネルギー政策を進めてきた我々の責任として、現段階でおおい町をはじめ、皆様に大変な負担、不安を与えていることを含め、何があっても国で責任をとるという覚悟で進めていく。

(県議会：宮本 委員)

- ・それを県民の方にしっかり伝えてください。

(資源エネルギー庁：遠藤 原子力立地政策室長)

- ・承った。

(6) エネルギー・原子力政策について

[資源エネルギー庁 遠藤 原子力立地政策室長]

(高浜町：野瀬 町長)

- ・次のエネルギー基本計画の中には、カーボンニュートラルというスローガンが出たことにより、原子力のプレゼンスは若干上がったと感じている。重要なベースロード電源であることは変わらないと思っており、ましてカーボンニュートラルという大目標を達成するには、現実的な観点から、原子力抜きでは考えられないと思う。
- ・現実を直視したというか、期待したいのだが、(資料中に)「原子力を重要なベースロード電源として活用しつつ、可能な限り依存度を下げる」という取組みが相変わらずある。再エネを増

やすということは、バックアップ電源、いわゆる再エネが使えないときの調整電源については、今は火力が担っているが、これから減らせるということだと思う。

- そのベースロード電源として、原子力の比率を上げて、再エネの変動する部分の調整を、最低限の火力で補うことが現実的な選択肢だと思うが、原子力という選択肢を表に出すと、どうしても受けが悪いという世論の現実もあり、そのバランスをとった表現なのかなと推察する。このような大目標が掲げられた中、この書きぶりはかえって分かりにくいと思う。一体どこに主軸があるのか、加えてリアリティが薄れるというか、書いてあるだけのように個人的には思う。もう少し、現実感をもったリアリティのあるものを出した方が、国民にとっても分かりやすく、理解しやすいと思うため、そのような視点で決めていただきたいと思う。
- 中間貯蔵について、先だって、NHKのニュースにむつ市の宮下市長がインタビューに答えている。その中で言われていたのが、これからのリンク付けをされており、先ほど遠藤室長も言われたように、あくまでむつ市が候補地ではないと。ただ、報道からすると、なんとなしにそのようなリンク付けがされていると。その結果、福井県と青森県という原子力政策にとって重要な二つの県が、変な対立構造になったり、腹の探り合いになったりすることは不幸なことである。福井県には福井県の事情、青森には青森の事情があるため、切り離して、そのような構造にはもっていきたくないという話があった。その通りだと思う。
- 非常にセンシティブな問題であり、情報を開示できないと思うが、一つ申し上げたいのは、立地自治体としては、高浜町として、私の個人的な考えでは、このバックエンドの問題が議論され、いろいろなアプローチがされても決まらなかった場合、高浜発電所にずっとあることだけが事実である。「けしからん」と言って関西電力の本社に持っていくわけにもいかない。現実論は、決まらなかった場合、高浜町にずっと残るといふこの現実について、ネガティブな部分で考える場合の現実も踏まえ、この課題も最終的には他人事ではすませられない状況も起こりうる。立地自治体である程度、別の解を見つけるようなことも、一部では努力しなければいけないという部分ももっている。本来は、国がもう少し前面に立ち、頑張った結果、立地自治体としても、過去を含めたものが入ってきたという個人的な考えを持っている。
- いろいろな政策の中で見えてくる課題が、当初誘致したときとは異なる要素が立地自治体に降りてきたからといって、資料を見ると偉そうなことは言えないが、そのような基本の対応もこのように続けているという思いはあるので、このことから逃げはしないが、そこに甘えるようなことがあってはいけない。これは、そのような場合の負担や、これまでの取組みに対していかに敬意を持ち、対応していただけるということが現実的と思っており、少なくとも結果については、案件が様々あるため、結果をお知らせできないかもしれないが、取組む姿勢と行動だけは間違いなくやっていただきたいというお願いである。

(資源エネルギー庁：遠藤 原子力立地政策室長)

- まずは、中間貯蔵の答えを申し上げる。野瀬町長からいただいた「特に立地自治体には、最後はもう逃げられないと、ここはなんとかしてくれないと」という指摘は、当然、高浜、美浜、大飯、敦賀もそうである。そこに思いを持ち、我々がやっていかなければいけない上で、県議

会の委員や、野瀬町長からもいただいた意見も踏まえての私の反省は、国の今までの取組みは、ある種のバックエンドのところについて、震災前の事業者大で取り組んでいくような前提があったことである。

- ・震災後、先ほどの説明の通り、廃炉も相当進み、全体のそのバランスも量も前提も変わってきたという状況を踏まえ、これからのサイクル政策をどのような形で進めていくのかというところを、立地自治体、福井県内の立地自治体の皆様はもちろんのこと、六ヶ所、むつを抱えている青森県、それから全国の立地自治体、さらには消費地の皆様に巻き込む形で、震災後、サイクルがどのような形が変わり、これから使用済燃料はどのような形でいくのかというところをしっかりと整理し、皆様に巻き込んだ形で議論をしてこられなかったことが反省である。
- ・今回の自治体の反省にも一つ、そのようなことがあると私自身は思っており、今、町長から指摘いただいたことも含めて、皆様への説明をしっかりとしながら、結果に取り組んでいく姿勢を前に出して、具体的な動きに繋げていきたいと考えている。
- ・その前にカーボンニュートラルと原子力の関係について、説明資料の 18 ページの記載になるが、「可能な限り原発依存度低減」ということについても、今更これはどうなのかという指摘が、町長だけではなく立地自治体の皆様にあり、基本政策分科会で議論する中でも同様の指摘をいただいている。率直に申し上げて、今日、私が説明した中であつた 2030 年は、これは今ある発電所を前提として、エネルギーミックスをどのような形で行うのかという議論のフェーズであり、2050 年については、まさに町長から指摘いただいた通り、これからどのように作るのか、あるいは廃炉にしていくのかという新たなフェーズについての具体論という議論になってきている。
- ・今までとは議論のフェーズがちょっと変わってきたということであり、今年の夏に向けて、エネルギー基本計画の更なる再検討という形で議論を進めてきたが、そのような中でも、今の指摘も踏まえて進めていきたい。

(県議会：田中 厚生常任委員長)

- ・高浜町長は大変優しいので、国の立場ということを慮って言われたが、今までの事故や様々なことにどう対処するかという、対処療法の話しかしていない。今年、エネルギー基本計画を作るのであれば、国が今後、どのような方向にもっていききたいか、国の覚悟を見せていただきたいと思う。社会の情勢に奇をてらったような物言い、表現という意味では、これから国の原子力政策に必要なものは前に行かないと思っている。
- ・皆さんにいただいた意見は、国がしっかりと自信を持って国民にこういうふうにやってほしい、これを手伝ってほしいという提案をして、進めていくことについて、覚悟を持ってやっていただきたい。
- ・官僚の皆さんもちろん、国会議員の皆さんにもしっかりと伝えていただきながら、国の立場の中で、この原子力をしっかりと守っていくように進めていただきたい。エネルギー基本経計画については期待しており、よろしくお願ひしたい。

(資源エネルギー庁：遠藤 原子力立地政策室長)

- ・田中委員からの指摘を長官にも伝え、しっかりと取り組んでいく。政治家の先生にも私どもの考えについて、田中委員からの指摘を踏まえ、取り組んでいくので、引き続きご指導いただきたい。

以上